

平成17年5月19日

各位

住友不動産株式会社
取締役社長 高島 準司
(コード8830 東証・大証各第1部)
問合せ先 広報部長 上坊 勇
(03-3346-1042)

定款の一部変更について(予定)

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更を行なうことについて、本年6月29日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

定款の変更点については、以下の3項目であります。

1. 会社が発行する株式の総数(授權株式数)の変更

当社の授權株式数は、昭和60年に7億8千万株に変更して以来20年が経過いたしました。その間の新株発行や株式分割等の結果、発行済株式総数は4億7千6百万株余に達しました。そこで、資本の拡充、合併や株式交換などの手法による企業買収、敵対的買収に対する防衛策の導入など、将来起こりうる様々な経営課題達成の手段として、機動的に新株発行を行えるよう、授權株式数を商法の上限(発行済株式総数の4倍)である19億株に変更するものであります。

2. 取締役定員の設定

当社は昨年4月に執行役員制度を導入し、現在の取締役数は8名となっております。導入後1年が経過して、本制度が定着したため、当社の経営規模に応じた適正人数として、取締役の定員を12名と定めるものであります。

3. 中間配当制度の導入

当社は現在、期末配当のみを実施しておりますが、株式の長期保有を促し、安定株主の増加を図るため、多くの上場企業が導入している同制度を採用するものであります。

なお、上記1および2に関する定款変更は、敵対的買収に対する防衛にも資するものでありますが、現在かかる脅威が想定される具体的事象はございません。また、より具体的な防衛策の導入につきましては、その必要性も含め、今後十分に検討してまいります。

以上